

主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の  
有効期間の更新に係る申出書

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

申請者氏名

大阪府介護支援専門員資質向上事業実施要綱（別添6）主任介護支援専門員更新研修実施要綱5（5）イただし書きの規定により、介護支援専門員証と主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間を揃えないことを申し出ます。

記

1. 氏名 (フリガナ) ( )
2. 生年月日 年 月 日
3. 住 所 〒 —
4. 登 録 番 号
5. 現在の介護支援専門員証の有効期間の満了日 年 月 日
6. 主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間の満了日 年 月 日

昼間連絡のつく連絡先電話番号  
(自宅・勤務先・その他 ( ))

\_\_\_\_\_

## 【注意事項】

●「様式第9号の3」（この様式）を提出する場合は、複写を取り、保管してください。

○主任更新研修を受講した場合は、介護支援専門員更新研修（あるいは専門研修）の受講は免除されます。

○「様式第9号の3」（この様式）を提出される場合は、現在の介護支援専門員証の有効期間が切れる前に「介護支援専門員証交付申請書（有効期間の更新）」（様式第9号）により、介護支援専門員証の有効期間の更新申請手続が必要です。

（更新申請手続についての案内等はありません。有効期間満了日の2か月前から申請することができます。必ずご自身で有効期間満了日をご確認の上、該当する期間内に忘れずに申請をお願いします。）

<有効期間の更新に係る大阪府のホームページ>

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien/care/kousinn.html>

○「様式第9号の3」（この様式）を申請する場合は、介護支援専門員証の有効期間と主任の有効期間は揃いません。いずれも自己管理する必要があります。

○介護支援専門員証の有効期間が切れた場合は、介護支援専門員としての業務を行うことはできません。介護支援専門員として業務を行う場合は、再研修を受講し、介護支援専門員証の交付申請をする必要があります。

○主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間満了日までに主任更新研修を受講できなかった場合は、主任介護支援専門員ではなくなります。その場合、主任介護支援専門員として業務を行うには、主任研修を受講する必要があります。なお、主任研修を受講しただけでは、介護支援専門員証の更新はされませんので、更新研修又は専門研修を受講する必要があります。

○介護支援専門員証の有効期間までに主任更新研修を受講しない場合は、更新研修又は専門研修を受講する必要があります。また、その場合は、主任の有効期間内に主任更新研修を受講する必要があります。

## 【添付書類】

●主任介護支援専門員更新研修を修了した旨の証明書（コピー）